

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の経営を支援するため、店舗等の賃貸物件の賃料の一部を助成します。

3カ月
最大30万円

対象となる事業者

対象業種

小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を営んでいる中小企業者（個人事業主も含まれます。）

※サービス業は、建設業、金融・保険業など一部対象外もあります。

要件

4月～9月までの期間で1カ月間の売上が昨年同月と比較して15%以上減少した月があること。

※創業1年未満の事業者には特例があります。

対象となる賃料

事業用に賃借している建物及び土地賃借料

但し、消費税、賃料に含まれる水道光熱費等の変動経費及び法人代表者等が個人として契約している賃料などは補助対象外となります。

助成の内容

補助率：2分の1（1月当たり最大10万円で3カ月間**最大30万円**）

対象期間：4月から9月までのうち連続する3カ月分

申請受付期間及び提出書類等

申請に必要なもの

- ・印鑑（法人の場合代表者印）
- ・補助金振込先通帳の見開き1枚目のコピー
- ・確定申告書の写し
- ・昨年分及び今年分の売上台帳など
- ・賃貸借契約書
- ・法人の場合：登記事項証明書
- ・個人の場合：営業許可証など

受付期間・場所

【受付期間】

令和2年5月18日（月）から
令和2年11月30日（月）まで

【受付場所】

久慈市役所1階
「商工業者相談・申請窓口」
（議会棟第3会議室）

お問い合わせ

久慈市 産業経済部 商工市街地振興課「商工業者相談・申請窓口」

TEL：52-2111（内線472）

受付時間：午前9時～午後4時（12時～1時を除く）